

平成21年7月31日
農 林 水 産 省

政府が所有する外国産米穀のカビ状異物の確認及びカビ毒の検査結果について
(平成21年2～4月分)

農林水産省は、輸入米の販売について、平成21年2月19日からは、販売直前に全袋を解袋してカビ状異物の有無の確認を行い、カビ状異物が発見された場合には、当該袋の全量を廃棄するとともに、カビ状異物の有無にかかわらず、すべてのロット（50トン上限）のフレコンからサンプルを採取してカビ毒検査を行い、食品衛生法上問題のないもののみを販売しております。

この新たな検査方式の実施による2～4月分の外国産米穀のカビ状異物の確認及びカビ毒の検査結果は、別紙のとおりであり、カビ毒は検出されておられません。

なお、平成21年5月分以降のカビ状異物の確認及びカビ毒の検査結果については、以下のとおり公表を予定しています。

公表スケジュール

（ 5、6月分 8月中旬
7月分 8月下旬
以降、当月分を翌月下旬に公表します。 ）

問い合わせ先
総合食料局食糧部消費流通課

代表 03-3502-8111
直通 03-6744-2079
担当 田中、須山（内線4236）